

心のたより

長野県精神保健福祉センター



しあわせ信州

〒380-0928 長野市若里7-1-7
TEL 026-227-1810 / FAX 026-227-1170
E-mail withyou@pref.nagano.lg.jp
<http://www.pref.nagano.lg.jp/seishin>

こころのぎゃらりー



作品名：てるてる坊主

作者名：中島健吾

作品によせて： 下絵なしで、水性ボールペンと色鉛筆で描きました。

色を塗り重ねて最後に線を描き足し、記名をして作品が完成します。

掲載協力：社会福祉法人 信濃友愛会

もくじ

● こころのぎゃらりー	1
● 長野県防災ヘリ事故に関する中長期にわたる心のケアについて	2
● 〈特集〉 薬物事犯に対する刑の一部執行猶予に関する法律の施行を受けて	3
● 平成29年度精神保健福祉センターの取り組みについて	4
● 平成29年度研修会等日程	6



長野県防災ヘリ事故に関わる中長期にわたる心のケアについて

《長野県精神保健福祉センター所長 小泉典章》

平成 29 年 3 月 5 日、訓練のために飛びたった本県の消防防災ヘリコプター「アルプス」が、松本市前鉢伏山東側斜面に墜落するという痛ましい事故が発生しました。亡くなられた隊員の皆様は厳しい訓練を重ね、山岳救助をはじめとする人命救助活動に、強い使命感をもってあたっておられました。お亡くなりになられた 9 名の方々のご冥福を心よりお祈りしますとともに、ご遺族並びに関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

防災ヘリ事故犠牲者のご遺族、同僚、関係者の皆様の中長期的な心のケアについて、危機管理部、職員課、健康福祉部、県教委等で検討が重ねられてきました。その中で、当センターの役割を紹介させていただきます。

犠牲になった隊員の方の救出から、ご家族のもとに帰られるまで、当センターの臨床心理士が、軽井沢バス事故の際と同様に、待機態勢を敷きました。また、深い悲しみにあるご遺族の皆様に対しては、危機管理部の方と職員課の保健師がお会いした際に、当センター作成の「大切な人をなくされた方へ」というリーフレットをお渡しし、相談先に当センターの相談電話を明記しました。県教委のスクールカウンセラーの派遣体制の下、このリーフレットには遺児の方の心のケアについても触れました。

ある小学校の養護教諭から、お父さんを亡くされたお子さんを迎えるにあたって、接し方の質問があり、その学校では全教員がこのリーフレットを共有されたそうです。また、栃木県精神保健福祉センターも、那須町の雪崩事故に関し、このリーフレットを活用されたそうです。

また、大勢の同僚を亡くされた、消防防災航空センターの皆様全員と、当センターの臨床心理士が直接させていただきました。今後も、相談を継続させていただきます。

関係消防機関の方々には、各消防本部と相談しながら、保健福祉事務所が職場での心のケアにあたっています。保健福祉事務所からの問い合わせに、当センターが常に対応できるようにしています。

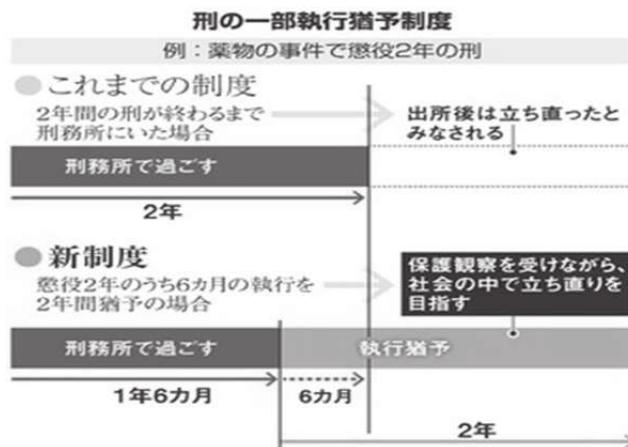
長野県消防防災ヘリ墜落に伴い、救援していただいた他県の職員の惨事ストレス対策は、総務省消防庁が取り組んでおり、関係県に周知されています。ある県から既に相談があり、消防庁のメンタルサポートチームが派遣される予定です。(メンタルサポートチームには当センターも以前より指定されています)

当センターでは、今回の事故で改めてその重要性を認識されたサイコロジカル・ファーストエイド(PFA) の研修会を、6 月 13 日に開催しました。



＜特集＞薬物事犯に対する刑の一部執行猶予に関する法律の施行を受けて

刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（以下「刑の一部執行猶予制度」とする）が平成28年6月に施行されたのを受けて、当センターでの薬物依存者かつ一部執行猶予対象者の支援について考えたいと思います。



刑の一部執行猶予制度は、3年以下の懲役・禁錮を言い渡す時、判決で1～5年の間その一部の執行を猶予することができる制度です。対象者は、一部の執行猶予期間中に地域社会における処遇を保護観察処分のもと行います。（左図参照）



保護観察所では、薬物依存者のうち、保護観察付執行猶予者（刑の一部の執行を猶予されその猶予の期間中保護観察に付されているものを含む）または仮釈放者として保護観察を受けている者（以下「支援対象者」）に対し、保護観察期間中に①保護観察の実施計画を作成し、それに基づき専門的処遇プログラムや簡易薬物検査のほか、生活指導など、支援対象者に対する指導②支援対象者およびその家族が薬物依存からの回復に向けた支援を希望する場合において、支援機関へ繋げる調整を行うこととされています。

上記②を円滑に行い、支援が実施できるよう「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン（平成27年11月19日）」（以下「同ガイドライン」）が定められました。同ガイドラインによると、保護観察中の支援については医療的支援、福祉的支援の他に専門的支援として「都道府県、精神保健福祉センターまたは保健所は、支援対象者が薬物依存の改善に向けた回復プログラムまたは個別の相談支援を受けることを希望している場合、回復プログラムや個別の相談支援を実施、または提供されている他の適当な支援を紹介し、調整する」とされています。さらに、保護観察終了後の支援については、精神保健福祉センターは支援対象者の求めに応じて引き続き必要な支援が受けられるよう、保護観察所から必要な情報を受け、支援の調整をすることとされています。

当センターでは、アルコール・薬物・ギャンブルの問題を抱えた家族や当事者を対象に、家族グループミーティングと当事者グループミーティングを行っています。いずれのグループも、参加は強制ではなく家族や当事者の意思に基づいています。当事者への簡易薬物検査は行わず、当事者グループミーティングへ継続的な参加ができることに重きを置き、社会復帰を目指すことを目的に実施しています。

保護観察付執行猶予期間中については、保護観察所による指導が主体となります。また保護観察終了後の支援については、支援が途切れてしまわぬよう、あらかじめ支援対象者やご家族の意思に基づき、必要な情報をいただきながら、他の機関と連携しつつ支援対象者にとってどういう支援が適切か個別に検討することが大切だと考えます。



平成29年度 精神保健福祉センターの取り組みについて



精神保健福祉全般

「精神保健福祉担当者基礎研修会」では、改訂した「精神保健福祉ハンドブック2016」をテキストに、初心者向けのスキル向上をめざした研修を実施します。また心の健康づくり推進事業では、災害時に支援関係者が迅速かつ適切に心のケアを実施できるよう「災害時のこころのケア・PFA研修会」を開催しました。

精神保健福祉センターでは、精神医療審査会の事務局や自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳の審査・判定・発行業務も行っています。退院等請求の審査件数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証と精神障害者保健福祉手帳の交付件数は、下表のとおりです。

審査件数・交付件数の推移（長野県）	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
退院等請求の審査	47	66	54	72	93
自立支援医療（精神通院医療）受給者証	30,487	31,218	33,168	34,502	35,941
精神障害者保健福祉手帳	7,337	8,303	8,574	9,379	9,631



依存症対策事業

アルコール、薬物、ギャンブル依存症の相談支援体制の充実強化を目指し取り組んでいます。長野県版依存症治療・回復プログラム（ARPPS）の県内での普及促進を図り、支援体制の充実強化を目指します。アルコール依存症への支援では、アルコール健康障害対策基本法を踏まえ、アルコール問題啓発を目的とした研修会を開催します。ギャンブル依存症への支援では、研修会開催による自助グループや関係機関等の連携強化を目指します。薬物依存症への支援では、平成28年6月に施行された「刑の一部執行猶予制度」に基づき、保護観察所等と連携し、薬物事犯者の社会復帰のための支援に協力します。

依存症当事者グループミーティング

依存症に対する正しい知識や理解を深め、「飲まない」「使わない」「やらない」生活を目指した仲間づくり、グループ活動を行っています。

○開催日時

【長野会場】：毎月第1・3火曜 13:30～15:30

【松本会場】：毎月第4火曜 13:30～15:30

（※松本会場開催場所：長野県松本合同庁舎）

○対象：アルコール、薬物、ギャンブル依存症の方

依存症家族グループミーティング

本人が「依存症」から回復するには、家族が依存に関する正しい知識を学び、本人への適切な対応方法を学ぶことが大きな助けになります。また、同じ悩みをもつ家族と気持ちを共有することで、家族自身の気持ちが楽になります。

○開催日時：毎月第2・4木曜 13:30～15:30

○対象：家族の依存症（アルコール、薬物、

ギャンブル）で悩んでいる方

グループのお問合わせ：精神保健福祉センター 026-227-1810



自殺対策推進センター事業

様々な機関と連携を図りながら、地域の実情を把握し、予防、介入、自死発生後の対応を含めた自殺対策を進めています。合わせて、自殺対策に関する調査や統計資料等から得られた最新の取組みや情報の発信を行います。また、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、県や市町村で自殺対策計画を定めることとなったことを受け、計画立案や支援力向上を図るための研修会を開催します。

自死遺族交流会（あすなろの会）

大切な人を自死で失った人たちが集まり、安心して自分の気持ちや体験を語り合える場です。

○開催日時：いすれも 13:30～15:30

【北信】：毎月第2土曜 【中信】：奇数月第4土曜

【佐久・上田・南信】：年数回開催

○対象：家族を自死で亡くされた方（自死された方の親・配偶者・兄弟姉妹・子）

お問合わせ：自殺対策推進センター 026-227-1810



ひきこもり支援センター事業

厚生労働省は、『ひきこもり対策推進事業』拡充の一環として、平成25年度よりひきこもりサポーター養成・派遣事業への取り組みを推奨しています。サポーターの養成事業は都道府県が実施し、派遣事業は市町村が担うことになっています。長野県では、平成27年度に大町市にて養成研修を実施し、20名がサポーターとして登録されました。その後、大町市によりサポーターの派遣が行われています。活動中のサポーターのフォローアップとして、平成29年2月に活動報告、意見交換、事例検討の機会を設けました。参加者からは、「一人では気付かなかったこともあり、他の人の意見を聞いて良かった」「事例の情報をどう整理し、具体的な手立てに繋げていくか道筋が分かった」といった感想がありました。今後も要望に応じて、フォローアップを実施していきたいと思います。

青年期グループ

ひきこもり状態にある若者が社会参加へ向けて第一歩を踏み出すためのグループです。グループでは、レクリエーション、スポーツ、ソーシャルスキルトレーニング(SST)などの活動を行い、社会参加に必要な経験を積んでいます。

○開催日時：毎月第2・4水曜日 14:30～16:30

お問合わせ：ひきこもり支援センター 026-227-1810



発達障がい者支援センター事業

『長野県発達障がいペアレント・メンター』について

＜長野県発達障がいペアレント・メンター（以下、ペアレント・メンター）とは＞

「メンター」とは「信頼できる相談相手」という意味です。長野県では、発達障がいのある子どもを育てた経験のある先輩お父さん・お母さんに、子どもの発達に心配を抱えている親御さんをサポートする「ペアレント・メンター」になっていただくよう、平成18年度から養成研修を実施してきました。

○ペアレント・メンターの活動内容

- ・相談者の体験や悩みを共感的な態度で傾聴する。・自分の育児体験を紹介する。
- ・地域の相談機関等の情報を紹介する。・「わたしの成長・発達手帳」など親が利用しやすい支援ツールを紹介する。



当センターに登録されているペアレント・メンターは、所属する親の会の推薦を受けており、傾聴のスキルや社会資源等の知識に関する研修を修了した上で活動しています。また、当センターはスキルアップのためのフォローアップ研修を実施しており、今年度もより充実した内容の研修を計画しています。

＜支援者の皆様へ＞

ペアレント・メンターの主な活動場面は、親の会や、支援機関（市町村・障がい者総合支援センター等）に設けていただく発達障がい（あるいはその心配）のある子どもの親が集まる機会でのグループ相談です。ペアレント・メンターは自分自身の育児体験をふまえて同じ親としてサポートを行いますが、相談の専門家ではありません。そのため、実際の活動にあたってはペアレント・メンターの活動が円滑に進むよう、支援者にファシリテーターとして同席をお願いしています。

昨年度は合計20回、延べ46名のペアレント・メンターが活動し、参加された親御さんからは「体験談が参考になった」「これから見通しが持てた」という感想をいただいています。当センターでは、行政機関・支援団体・親の会からのペアレント・メンター派遣依頼を受け付け、依頼内容と地域、子どもの年齢などを考慮してペアレント・メンターに活動をお願いしています。ご家族への支援の重要な資源となっておりますので、是非ご活用いただければと思います。詳細は当センターまでお気軽にお問合せください。

発達障がい者支援事業等に関するお問合わせ：発達障がい者支援センター 026-227-1810

平成29年度 研修会等日程

平成29年6月16日現在

長野県精神保健福祉センター

事業	研修・行事等	期日	会場	内 容
全般	災害時のこころのケア・PFA研修会	6月13日(火)	県社会福祉総合センター	PFA(サイコロジカル・ファーストエイド)について、ワークショップを通じて学ぶ
	精神保健福祉担当者基礎研修会	7月6日(木)	松本合同庁舎	対象:経験年数3年未満の支援者 講師:中村敏範氏(信州大学附属病院精神科医師)他
社会復帰	精神保健福祉関係者研修会 (2会場・各半日)	12月予定	長野予定	法改正による新しい制度に基づく支援体制等に必要なスキルを学ぶ
		12月予定	松本予定	
	精神障がい者地域移行推進研修会	10月予定	長野予定	地域生活支援について先行地域の実践例から学ぶ
依存問題	精神障がい者就労支援研修会	11月予定	中信予定	精神障がい者の就労支援について学ぶ
	依存症研修会「依存症対応スキルアップ研修会」	10月10日(火)	松本合同庁舎	アルコール・薬物・ギャンブル依存症の家族支援について 講師:近藤あゆみ氏(国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 診断治療開発研究室長)
	ギャンブル依存症家族講座	11月30日(木)	上田合同庁舎	ギャンブル依存症への理解と家族の対応を学ぶ 対象:ギャンブル依存症に悩む家族
	依存問題研修会「薬物依存問題研修会」	9月20日(水)	県社会福祉総合センター	ハームリダクションについて 講師:小林桜児氏(神奈川県精神医療センター 精神医療専門医療部長)
	依存症基礎研修会「アルコール問題研修会」	検討中	長野予定	アルコール健康障害について学ぶ
自殺対策	依存症関係機関研修会	3月予定	こころの医療センター 駒ヶ根	医療機関と地域の途切れない支援について学ぶ ※こころの医療センター駒ヶ根と共に
	自殺関連相談研修会	7月20日(木)	県社会福祉総合センター	自殺関連相談対応について 講師:佐藤久男氏(NPO法人蜘蛛の糸 理事長)
	自殺防止地域関係者研修会	11月予定	中信予定	自殺対策計画立案についての講義、グループワーク等 講師:自殺総合対策推進センター職員
思春期・ひきこもり	自殺企図者支援関係者研修会	2月予定	長野予定	自殺未遂者への支援を中心に自殺に関する連携・対応について学ぶ
	思春期精神保健研修会	8月16日(水)	松本合同庁舎	思春期精神保健について 講師:樋端祐樹氏(信州大学附属病院子どもこころ診療部医師)
	ひきこもり支援関係者研修会	7月3日(月)	にじいろキッズらいふ (長野市)	CRAFTIに基づくひきこもり家族支援 講師:境泉洋氏(徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授)
発達障がい	ひきこもり相談担当者研修会(実践編)・地域会議	11月14日(火)	にじいろキッズらいふ (長野市)	事例検討 助言者:近藤直司氏(大正大学心理社会学部 臨床心理学科教授)
	『発達障がい者サポートー養成講座 改訂版テキスト』及び『わたしの成長・発達手帳』普及説明会	7月12日(水) 7月26日(水)	県総合教育センター (塙尻市) 県社会福祉総合センター	改訂した「発達障がい者サポートー養成講座テキスト:短縮版(45分)」の説明と、「わたしの成長・発達手帳」の普及に向けた説明会を同時開催
	ペアレント・メンター・フォローアップ研修	8~10月 (計4回)	県内4会場で開催	発達障がい児の親の相談役となるペアレント・メンターのスキルアップを図る
	発達障がい就労支援研修会	9~10月予定	中信予定	発達障がい者の就労支援について学ぶ
	発達障がい家族支援研修会	検討中	検討中	発達障がいのある子どものご家族への支援について学ぶ
普及啓発	発達障がい支援実践報告会	11月16日(木)	松本市	発達障がいの支援に関する先進的な取り組みの報告等 助言者:本田秀夫氏(信州大学附属病院子どもこころ診療部部長)

普及啓発	心のたよりの発行		6月・2月		年2回発行
	障がい者スポーツ大会 県大会		9月10日(日)	朝日村 トレーニングセンター	ソフトバレーボール
組織育成支援	長野県ピアサポートネットワーク		総会及び交流会	4月22日(土)	松本市中央公民館 M'ウイング
			講演会・研修	11月18日(土)	長野市生涯学習センター
NPO法人ながのかれん	総会及び研修会		4月25日(火)	県社会福祉総合センター	講師:杉田義夫氏(NPO法人 ウィズハートさく理事長)
	みんなねつと北信越ブロック家族会 精神保健福祉研修会(長野大会)		10月6日(金)	ホクト文化ホール	講演「障がい者の保健福祉行政の動向」(厚生労働省) シンポジウム
ながのかれんせいしれん	地区別スポーツ交流会		6月	県下3会場	ソフトバレーボール
KHJ長野県「らい鳥の会」	ひきこもりの家族と本人の相互支援の会		毎月1回	松本市内	家族や地域とのつながりを取り戻すことを目的とした、ひきこもりの家族や本人の交流会